

經濟論叢

第七十四卷 第一號

- 企業とその形態……………小島昌太郎 (1)
- 企業利益の測定と貨幣價值不變の假定…鎌倉 昇 (10)
- 「植民地社會」における産業の生誕……中西健一 (27)
- アメリカ金融資本形成の一過程……………越後和典 (47)
-

[昭和二十九年七月]

京都大學經濟學會

企業とその形態

小島 昌 太 郎

ま え が き

企業とはなんであるか、経営とはいかなることをいうか、ということについては、いろいろな説がある。いまここに、それらを紹介することは差控えるが、それらは單に言葉の表現が異つていただけではなく、見るところ、掴むところが違つてゐるのである。そして多くは、この二つのものの間の概念的限界が明確ではない。ことに、それらの形態、すなわち、企業の形態と経営の形態の説明にいたつては、明確な區別をするものが少く、ほとんど、この兩者を混同してゐるというの外なき有様である。

かようなことの生じたのは、もとより洞察の不徹底に負うところであらうが、それを別にしても、これを觀察するにつき、資本主義經濟の埒内にあるそれと、その埒外にあるそれとを、同時に包括的に取扱つたことにあると思われる。これは異質的なものを無差別に取扱うことである。概念の混亂は、當然の歸結である。

元來、企業といい、経営といい、資本主義經濟のなかに生れたものである。今日、外形において甚だ相似たものが、資本主義經濟の埒外に存在するけれども、それは、本質において、全く異なるものといわなければならぬ。資本

主義經濟の埒内にあつては、利潤を擧ぐることを存在の理由とする個人的な資本なるものがある。企業と經營とはこの資本なるものに直結する概念である。資本主義經濟の埒内にあつては、資本・企業・經營の三者は、相關連して觀察することによつて、初めて、よく、その本質を闡明することができる。資本主義經濟の埒外にあるところの、生産の事業を計畫的組織的に營むものは、外觀の形態だけを見れば、埒内のそれと、甚だ、相似てゐるけれども、そこには利潤の迫及ということとは存在しない。異質的であるというのは、そのことである。

資本主義經濟の埒外にあるそれらは、おのずから、別に論ぜらるべきものであらう。ここでは、その埒内にあるそれらが、いかなるものであるか、そして、その形態としては、いかなる點に着目して、これを擱らえるべきものであるかを、述べんとするのである。

1

資本主義の經濟機構においては、各産業は主要産業たると補助産業たると、また商業たるとを問わず、みな、資本を用いて、その利潤を擧げる目的をもつて、活動をしてゐるのである。ゆえに、産業活動は、これを三つの方面から觀察することができる。一は、資本の所有であり、二は、利潤の歸屬であり、三は、資本の活動である。

資本の所有という點より、その主體を見たとき、これを資本家という。資本に關する利潤の歸屬、裏よりいへば損失の歸屬という觀點より、その主體を見たとき、これを、企業という。そして、利潤を擧げるがために、資本を活動せしめる状態を見たとき、これを經營という。ゆえに、資本家とは、資本の所有者であり、企業とは、損益歸屬の主體であり、經營とは、資本をして資本たらしめる活動である。

資本の所有は、同時に、損益の歸屬を意味する。この點において、資本家は、同時に、企業である。しかしながら、資本家というときは、具體的な人間を意味する。企業というときは、損益歸屬の抽象的な主體を意味する。損益の歸屬について、具體的な人間を表わすときは、これを企業家という。

しかしながら、資本家と企業とは、必ずしも、常に、同一ではない。それは、資本家の場合には、常に、具體的な人間を意味するけれども、企業の場合には、具體的な人間でない場合があるからである。たとえば、法人のごときがこれである。また、資本を自ら所有しないで、他人から借入れて、産業的活動をなす場合においては、損益は第一次的には、この借入れたものに歸屬する。かかる場合には、資本家と企業とは、同一ではない。今日の産業活動においては、主要な役目を演じているものは、個人が主體となつていゝるものではなくして、會社などの法人である。この法人が、損益歸屬の主體である。そして、法人に歸屬することの資本損益は、結局、さらに出資者たる資本家に歸着する。ゆえに、資本所有の主體と、損益歸屬の主體とは、學問上には區別せられるのであり、社會通念においても、また、區別せられている。

2

企業とは、いま述べたように、資本に関する損益歸屬の主體であるが、その形態には、いろいろある。歴史的に言えば、經濟發展の初期においては、企業は、最初、具體的な人間であつた。すなわち個人企業であつた。今日においても、個人商店、手工業者、家内工業者として、それは存在している。

しかしながら、經濟の發展は、次第に、資本を大きくして事業にあたる必要を生じたのであるが、個人の資力に

は、おのずから、限度がある。それがため、事業を営むにあつて、多數人の資本を合することが必要となつた。ここにおいて、多數人の協力によつて、事業を営む企業が、發生することとなつたのである。そして、企業には、いろいろな形態のものが生ずることとなつた。

企業は、その有する資本の大きさ、その資本利益を擧げるがために営む産業の種類や、事業の規模などによつても、それぞれ一つの形がべきである。これも、この觀點から見た企業の形態である。しかしながら、この意味における企業の形態は、實に千差萬別で、企業ごとに一々異つてゐる。しかし、ここに、明からにせんとするところは、この意味におけるものではなくして、いま述べたところの、資本損益の歸屬する主體であるという企業の本質より見て、企業における資本についての損益が、さらに、出資者に歸着する關係から生ずる形態である。企業なるものは、この損益歸屬の主體であるから、それが、さらに、出資者に歸着する様相において形態が定まるものであるからである。

企業における資本については、その出資による構成と、その撤回と、それより生ずる利益または損失の配分の方法、および、その限度というような事柄は、重要なことであるから、これらに關することは、經濟秩序を維持するために、確定して置かなければならぬものである。ゆゑに、いずれの國も、みな、法律をもつてこれを定めてゐる。従つて、企業の形態もまた、法律によつて定まることとなり、それ以外の形態の存在は許されない。それが、經濟機構における資本の構成と、撤回と利益または損失の配分とに關する秩序である。ここに、この觀點より、企業の形態を観察することとする。

一個人のみの資本によつて事業が営まれる個人企業にあつては、資本の構成も單純であり、資本撤回の問題もなく、また、資本活動の結果として生ずる利益または損失も、その個人に歸屬するだけで、さらに他に歸着する關係は生じない。しかしながら、多數人の協力により、それらの資本を集め合せて事業を営むときには、資本の構成は複雑であり、資本の撤回すなわち出資者の脱退の問題もあり、また、企業に歸屬する利益または損失が、出資者に歸着する關係もある。この三つの點において、企業の構造に種々なるものが生ずることとなり、従つて、企業の形態がそれによつて定まることとなる。

企業というものは、さきに述べたように、資本に關する損益歸屬の主體のことであるが、その資本には、出資者というものがある。それが資本家である。ゆえに、企業に歸屬した損益は、また、結局、出資者たる資本家に歸着しなければならぬ。出資者が一人なるときは、企業と資本家とは、同一のものとなり、損益の歸屬がその歸着である。しかしながら、出資者が數人あるときは、それらの出資者が、企業の構成員である。この場合においては、損益の歸屬と歸着とが分れる。そして、出資者の追加または、撤回もありうるし、構成員としての新加入または脱退もありうる。かようにして、企業には、(一)資本の構成においても、(二)資本の追加撤回、または、構成員の新加入もしくは脱退の企業資本へおよぼす影響においても、(三)企業損益の出資者への歸着においても、種々異なるあり方が存在する。そして、これらの三つの事柄は、資本に關する損益歸屬の主體たる企業そのものの姿を決定する。すなわち、これら三つの事柄のあり方によつて、企業の形態が決定するのである。

資本の構成より見るに、個人企業にあつては、全資本が一體をなして、内部に構成部分の集結というものは存在しない。しかし、多數人の出資によつて、企業の資本が構成せられる場合には、全資本が多數の構成部分より成

り、(一)その構成部分が、持分として、出資者の任意の金額である場合と、(二)構成部分が多数の均等單位の金額より成る場合とがある。すなわち、資本が均等金額の多数の口數より構成せられる場合とがある。

出資資本の撤回ということについては、個人企業においては、企業の存続中は、全く存在しないことであり、もし撤回ということがあるとすれば、それは企業よりの資本撤回ではなくして、企業そのものの廢止である。しかし多數人の出資によつて、企業の資本が構成せられる場合には、企業構成員たる出資者が、自己の持分につき、その出資を全部または一部撤回することがありうる。出資全部の撤回の場合には、その構成員の企業よりの脱退となる。撤回が持分全部の場合でも、一部の場合でも、それが、(一)企業の全資本金額に減少をひき起す場合と、(二)全資本金額に變更を生ぜしめない場合とがある。また、撤回には、(一)企業の、もしくは、他の構成員の、同意を要する場合と、(二)要せざる場合とがある。

企業の事業活動の結果として生じた利益または損失は、企業そのものに歸屬するのであるけれども、それが、出資者に歸着する關係において、(一)企業の利益も、また損失も、そのままに出資者に歸着する形と、(二)利益は、その一部分は、企業資本の充實のために、保留せられ、残部はすべて出資者に歸着することとなり、損失は一定限度においてのみ歸着する形とがある。また、企業の利益が、出資者に歸着する場合にあつても、(1)出資者のみ歸着する形と、(2)出資者以外にもそれが歸着するもののある形とがあり、また、出資者に歸着するにしても、(1)出資額を基準とする資本利益として配分せられる形と、(2)出資額を基準としないで、他の基準によるを原則とし、出資額を基準とするときは、配分に一定の限度が設けられるものがある。

さらに、企業が、私人の資本をもつて成立する場合と、公の資本をもつて成立する場合とでは、その利益または

損失が、企業に歸屬する點においては、異なるところはないけれども、その最終の歸着において異なるところがある。

かくのごとく、企業には、その資本を構成する形に異なるものがあり、出資者の出資資本の撤回によつて、企業自體の資本に及ぼす影響に異なるものがあり、また、資本に關する利益または損失の最終の歸着の形にも、種々なるものがある。このことよりして、企業そのものの形は、同じものではなくして、種々なるものができてくる。それが企業の形態といわれるものである。

4.

わが國の法律上に存在する企業の形態としては、個人企業の外に、組合、匿名組合、合名會社、合資會社、有限會社、株式會社、協同組合、および、公企業がある。公企業には、國家みずから特別會計をもつて事業を營むものと、公法人を設立するものがあり、また地方自治體の特別會計をもつて事業を營むものがある。これらを、いま述べたところの資本の構成、資本の撤回、損益の歸着の三點より、觀察すると、その形態は次のごとくである。

まず、組合について見るに、(一)その資本は、組合員各自の任意の金額の出資の集合であり、(二)組合員の新加入または脱退は、他の組合員の同意を要し、それによつて、組合の構成に變化を來すとともに、資本の増減をひき起し、組合員各自の出資における一部増加または一部分の撤回は、組合の構成に變化を來さないが、資本の増減をひき起すこととなる。(三)組合の利益および損失は、そのままに、直接に、組合員に歸着する。

匿名組合にあつては、(一)その資本は、出資者の任意の金額の、または一口均等な金額の任意の口數の、出資の集

合てあり、(二)出資者の新加入または脱退は營業者の同意も要するけれども、他の出資者の同意を要しない。その各自の出資の増減、および、(三)損益の歸着は、組合の場合と同様である。

合名會社にあつては、(一)その資本は、社員各自の任意の金額の出資によつて構成せられた一體をなすものであり、(二)社員の新加入または脱退は、他の社員の同意を要し、會社の構成に變化を來すとともに、この一體をなす資本の増減をひき起し、その各自の出資の増減も會社資本の増減をひき起すこととなり、(三)會社の損益は、會社そのものに歸屬するのであるが、それは、そのままに、間接に、社員に歸着する。

合資會社にあつては、(一)資本の構成、および、(二)社員の新加入または脱退、ならびに社員各自の出資の増減とが會社資本におよぼす關係は、合名會社と同一であり、(三)會社の利益損失の歸着については、無限責任社員にあつては、合名會社の場合と同一であり、有限責任社員にあつては、利益は無限責任社員と同様に歸着するけれども、損失は、これと異り、出資の額を限度として歸着する。

有限會社にあつては、(一)資本は、一口の均等な金額の、任意な口數の、社員の出資によつて構成せられた一體をなすものである。(二)社員の脱退は、持分の全部を讓受人に讓渡することによつてできる。持分の一部を讓渡するときは、出資一部の撤回となるが、その社員の脱退とはならない。持分の一部の讓受人が社員でないときは、新社員の加入となる。社員の脱退および新加入は、會社の構成に變化を來す。持分の讓渡については、會社に對し、讓受人の決定について、法定の手續をしなければならない。(三)會社の損益は、會社そのものに歸屬し、社員に對しては、損失は出資額を限度として歸着し、利益は無制限に歸着しうる。

株式會社にあつては、(一)資本は、株式による出資をもつて構成せられて、一體をなすものである。株式が、額面

株式なるときは、その一株の金額は均一であつて、その發行済株式の株金總額をもつて、資本は構成せられ、無額面株式なるときは、その發行済株式の發行價額から準備金として積立てられた金額を控除した額をもつて、資本は構成せられる。(二)社員の脱退および出資の撤回については、特別法をもつて例外を認めたもののはかは、一般に、會社の同意を要せずして、自由である。(三)會社の損益の株主への歸着は、有限會社と同様である。

協同組合にあつては、(一)資本は、一口の均一な金額の、任意な口數の、組合員の出資によつて構成せられた一體をなすもので、集合てはない。(二)組合員の新加入は、出資とともに行われ、組合員の脱退は、持分の譲受人への譲渡によつて行われる。いずれの場合においても、組合の構成に變化を來し、資本の増減をひき起す。(三)組合の損益は組合に歸屬し、組合員に對しては、損失は出資の額を限度として歸着し、利益は、組合員各自が組合事業を利用した分量を基準として配當せられることを原則とし、出資額を基準とするときは、その限度が定められる。

公企業にあつては、(一)資本は、公の資本の一體をなす出資によつて構成せられ、(二)構成員なるものは存在せず、資本の撤回もなく、資本の増加は、公の資本をもつて行われ、(三)損益は企業そのものに歸屬し、特別會計による公企業にあつては、利益は一般會計に繰入れられる。

わが國における企業の形態は、大様、右のごときものである。